

第23回統計委員会 議事録

1 日 時 平成21年 6 月 8 日 (月) 15:00 ~ 16:10

2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館11階 共用第 1 特別会議室

3 出 席 者

【委員】

竹内委員長、阿藤委員、井伊委員、大沢委員、大守委員、佐々木委員、
出口委員、野村委員、廣松委員、舟岡委員、門間委員、美添委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所次長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部統計企画課長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省総合政策局情報政策本部長、日本銀行調査統計局審議役（統計担当）、東京都総務局統計部長

【事務局】

乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、河合内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官

中田総務省政策統括官（統計基準担当）、北田総務省統計企画管理官

4 議事次第

- (1) 専門委員の発令等について
- (2) 諮問第 18 号「国勢調査の変更について」
- (3) 諮問第 19 号「港湾調査の指定の変更及び港湾調査の変更について」
- (4) 部会の審議状況について
- (5) その他

5 議事録

竹内委員長 それでは、定刻になりましたので、委員会を始めさせていただきます。吉川委員は今日御欠席ということです。

それでは、議事に入る前に本日用意されている資料について、事務局から御紹介ください。

内閣府統計委員会担当室長 それでは、お手元の資料を紹介させていただきます。

資料 1 として「統計委員会専門委員名簿」。

資料 2 「部会に属すべき臨時委員及び専門委員の指名について」。

資料 3 「諮問第 18 号『国勢調査の変更について』」。

資料 4 「諮問第 19 号『港湾調査の指定の変更及び港湾調査の変更について』」。

資料 5 「統計基準部会の審議状況について（報告）」。

それに、参考資料として、第 22 回の統計委員会議事概要、参考 2 として第 21 回統計委員会議事録がありますけれども、議事次第には書いていませんが、最後に平成 21 年度における部会等の開催状況等を資料として配付されているかと思しますので、御確認ください。

竹内委員長 それでは、議事に入ります。

まず、統計委員会専門委員の発令等でございますが、国勢調査及び港湾調査の審議に参加していただくために、まず、お手元の資料 1 にありますように、6 月 8 日付けで 5 名の方が専門委員に任命されました。それから、部会に属する専門委員につきましては資料 2 にありますようにお願いしましたので、よろしく願いいたします。

それでは、次に、諮問第 18 号「国勢調査の変更」につきまして、総務省から御説明いただきます。お願いします。

総務省浜東調査官 それでは、資料 3、諮問第 18 号「国勢調査の変更について（諮問）」を説明させていただきます。

資料は薄い方ですが、諮問文、かがみの下に諮問の概要、一番最後のページにポンチ絵で平成 22 年に実施されます国勢調査の概要を付けてございます。

また、厚い方が別添といたしまして、調査実施部局の総務省からの「基幹統計調査の変更について」ということで、承認申請書類 1 件が付いております。こちらの方はかがみの下に申請事項記載書及び承認事項を付けてございます。

それでは、薄い方の一番最後のページに付いておりますポンチ絵で、まず、平成 22 年に実施されます国勢調査の概要について説明させていただきます。

最初の箱ですが、「目的」のところでございますけれども、本調査は統計法第 5 条に規定されております「国勢統計を作成するための調査」ということで、同条第 2 項に規定された「国勢調査」でございます。この調査は、国内の人・世帯の実態を把握する最も基本的な統計調査ということになっております。

これは、大正 9 年（1920 年）に第 1 回目の調査が実施され、ほぼ 5 年ごとに実施されておまして、西暦の「0」の付く年が大規模調査、その中間に実施されます「5」の付く年が簡易調査ということで実施されまして、この 22 年の調査は第 19 回目に当たりまして大規模調査ということに位置付けられております。

また、ここに書いてございませんけれども、この調査は国連の提唱する「世界人口センサス」にも位置付けられる形のものとなっております。

続きまして、その下の箱で簡単に「概要」を説明いたします。

調査の実施時期は、平成 22 年 10 月 1 日となっております。

調査対象は、平成 22 年 10 月 1 日午前 0 時現在、我が国に常住するすべての者ということで悉皆調査を予定であります。しかし、外国政府の外交使節団・軍属等については除外されております。

調査事項につきましては、世帯員に関する事項といたしまして、性別、出生年月等、15 事項を把握し、世帯に関する事項といたしまして、世帯の種類、住居の種類等、5 事項を把握します計 20 事項を把握する調査となっております。

調査の方法でございますけれども、調査票の配布ということで、調査員が各戸を回りまして調査票を配布するという形式をとっております。

回収でございますけれども、これは調査員が回収する方法と、その際、全封入、すべて調査票を封筒に封入して提出するという方法と、郵送回収という方法をとることになっております。また、一部地域においては、オンラインでの回収というものも試みております。

それと、ここにフォローアップ回収とございますけれども、これは郵送調査を行うということに当たりまして、その調査票が予定する時期までに回収できていなかった場合に、各戸を調査員が回りまして、きちんと調査票を出しているかどうかということフォローアップするという回収方法をとっております。

調査の流れは従来と同様に、総務省から都道府県、市町村、指導員、調査員、世帯という形で流れます。

調査結果の利用でございますけれども、1 つは、まず、法定人口として利用されております。衆議院議員の小選挙区の画定基準に使われたり、都道府県・市町村の議員定数の算定や地方交付税の算定等に使われたりしております。

また、行政施策の基礎資料としての利用ということで、保育所施設の数の決定だとか、高齢者福祉施策の基礎資料という形で利用されております。

そのほかにも、労働力調査だとか、家計調査といった各種の標本調査を行うに当たっての抽出フレームという形にも使われてございます。

また、学習、教育、民間などの広い範囲での活用ということで、人口学、地理学に使われるのはもちろん、また、将来人口の推計という形の基礎資料にも使われてございます。

それでは、2 枚戻っていただきまして、諮問の概要について説明させていただきます。

1 番の「調査の目的等」については、先ほど申し上げたとおりなので省略させていただきます。2 番の「変更の趣旨」、こちらから説明させていただきます。

前回、これは簡易調査でございますけれども、平成 17 年に国勢調査が実施された際に、その少し前、平成 17 年に個人情報保護法が全面施行された影響がございまして、国民の個人情報に対する意識の変化が大きかったということがございまして、17 年調査では、調査協力の意識の低下とか、オートロックマンション等に代表されます接触困難世帯の増加という問題が顕在化したいたしました。今回は、そういう調査環境の変化に対応した変更を本調査に加えるということの主眼としたものとなっております。

変更にあたっては、17年の前回調査が終わった直後から、有識者、関係者等を集めて検討を行ったほか、19年7月、20年6月と、1次、2次の試験調査を実施しまして、3回目の試験調査は、この6月12日を調査期日として実施されるという予定になってございます。

続きまして、3番でございます「変更内容」。こちらの方では、まず(1)の「調査事項の変更」というところから説明させていただきます。

アの「調査事項の充実」としまして、(ア)、(イ)の2つを用意しております。

まず、(ア)でございますけれども、これは雇用形態の区分の把握について変更を行っております。従来は雇用形態を把握するにあたって、「常雇」、「臨時雇」という2つの区分によって把握をしておったところでございますけれども、今回の調査では「正規の職員・従業員」、「労働者派遣事業所の派遣社員」及び「パート・アルバイト・その他」の3区分によって把握するという計画になってございます。

もう一点、(イ)として記述しておりますけれども、5歳未満の子どもが出生当時ふだん住んでいる場所の把握ということでございます。これは、5年スパンで行われます国勢調査において、その間に出生した者、要するに4歳以下の者については、人口移動の状況を把握できなかったのですが、これについて、質問方式を若干変更することによって把握するというものでございます。

続きまして、イの「調査事項の削除等」というところを説明させていただきます。

これは3点ございますが、上の(ア)、(イ)というのが削除する事項になります。

(ア)でございますが、「家計の収入の種類」の削除ということをご予定してございます。これについては、調査後に行ったアンケート等で記入者から非常に忌避感が高いという項目でございました「家計の収入の種類」、年金か賃金・給料かというところを把握する調査でございますけれども、これについて、政策における利用状況が低いという状況がございましたものですから、今回は削除するという計画になってございます。

もう一点、(イ)の「就業時間の削除」となっております。この就業時間につきましては、その前に調査事項の充実で申し上げましたけれども、従来、「常雇」と「臨時雇」という把握の追加とともに、平成12年の段階で付け加えました事項でございます。今回は、先ほども申しましたように、雇用者の区分を3区分とすることで、正規・非正規の状況が分かるという形になったので、組み合わせて利用するという利用方法の必要性に低下が見られたということから、これを削除する計画になっております。

(ウ)でございますけれども、「住宅の床面積の回答方法の変更」。これについても、報告者から、記入しにくい、自分のところの床面積の詳細は分からない、というような意見がございましたので、今回は実数を記入する形ではなく、選択肢を設けまして、その選択肢を選ぶという形に変更したものでございます。

続きまして、(2)といたしまして、「調査方法等の変更」について説明させていただきます。

まず、調査方法の変更としまして3点挙げてございます。

1点目は、「(ア) 封入提出方式の全面導入」というものを今回計画してございます。17年調査の段階でも、封入提出という方式を選択できるようになっていたところでしたが、17年の段階で4割以上の封入提出があったということがございまして、それから5年経過した現在、更にその要望は高いものであろうということで全面的に封入提出という形が導入されたものでございます。

(イ)といたしまして「郵送提出方式の併用」です。これは、従来はすべて調査員が各戸を回って回収していたという方法でございまして、これについては、調査員と接触したくないという要望も見られまして、提出方法の多様化という形で、今回から郵送提出方式を導入してございます。

また、先ほどもありましたように、フォローアップ回収という形で、この郵送提出によって果たして報告者がきちんと出しているかどうかという確認をいたしました上で、所定の期日までに届いていないところに対しましては、調査員が更にフォローアップ回収という形で回り、調査票を回収するという方法になってございます。

更に(ウ)としまして、インターネットを用いた回答方式の一部導入ということも試みてございます。これについても提出方法の多様化という形になっていると考えております。

次に、イでございまして、先ほども「調査方法の変更に伴う精度確保のための措置」ということでございます。

これは、先ほどもアで申し上げましたように、全面封入とか郵送方式という形をとりましたことから、きちんと調査票に記載してあるかどうかということの確認を調査員の段階で取れないということもございまして、今回導入するものでございます。

(ア)といたしまして、「業務記録情報の活用の根拠の明確化」ということを挙げてございます。これは、全面封入提出、又は郵送封入提出の導入を踏まえて、調査結果の精度を確保するために、市町村における審査段階で調査票の記入内容を補完するためにとられている措置でございまして、これについては、市町村がしっかりと措置できるようにということで、市町村事務、これは総務省が作成する市町村事務の処理基準に、住民基本台帳等の業務記録情報を利用することができる、ということを確認にしたものでございます。

(イ)としまして、新統計法第15条に基づく関係者に対する質問等の導入というものを入れています。これは、上記(ア)の措置をとってもなお十分な情報が補完できない場合には、市町村等の職員が直接報告者以外の者、ここでは、例えばオートロックマンションでの接触が困難な世帯の調査票の記入内容の補完をするときに、そのマンションの管理会社に対して質問を行うことができるというような措置を導入してございます。

更にウとしまして、「調査方法の変更に伴う市町村事務の負担軽減のための措置」というものをとってございます。これは、先ほど来申し上げておりますように、従来、調査員が回収に行った際に、きちんと記入してあるかどうかということを確認して、それで補完を行ってございました事務でございまして、今回は直接、調査票が市町村に届いてし

まうということございまして、市町村の方で審査事務というものを行わなければならないということ、その負担を軽減するというのもありまして、国がコールセンターを設置するということでございます。

(3)といたしまして「集計事項等の変更」の「ア 集計事項の変更」の(ア)。これは先ほど申しました雇用の状況を把握するということで、従来の2区分による把握から3区分による把握に変更されたということで、これに伴う集計を追加したというのが1点ございます。

もう一点としましては、高齢化社会が進行していくという状況を踏まえまして、従来は99歳を上限として年齢区分ごとの集計を行い、100歳以上はまとめていたという形のもの、今回調査からは年齢区分を114歳まで上げ、それ以上についてはまとめるという形にするなどの変更を行っております。

3点目でございますけれども、平成の大合併というのが、平成12年ぐらいから始まり、16年、17年、18年頃がピークになって行われております。これで大体3,000市町村から2,000弱の市町村にまとめられているという状況でございますけれども、集計に当たっては、平成12年国勢調査時点の市町村境界での集計を行うということでございます。

次に「集計対象の変更」というところで(イ)でございます。これは、公表時期の変更と説明が重なると思えますけれども、従来、人口速報集計というものを調査実施年の12月には公表していたというものでございますけれども、これについては公表内容を真に政策上、早期の公表が求められている事項、いわゆる総人口と総世帯数に限定した公表を行うということで、従来その時点に行われていた男女別人口の集計については、その後行われる抽出速報集計などにゆだねるということを予定してございます。これも調査方法の多様化に伴い、市町村事務の輻そうが生じるということから、やむを得ない措置だろうと考えてございます。

続きまして、「イ 公表時期の変更」でございます。これは今の説明と重複いたしますけれども、人口速報集計につきましては、従来、調査年の12月に実施してございましたものを翌年の1月又は2月ぐらいに実施するというので、1~2カ月の延伸が想定されております。

また、もう一点、従来、第2次基本集計と言っておりました「産業等基本集計」、これについては、産業大分類の格付け業務を今までは市町村が行っていたところを、市町村事務全体の負担軽減ということを踏まえまして統計センターの方で一括してすべての調査票について行うということから、従来は調査年の翌々年の1月に公表されておったものが、調査年の翌々年の4月、およそ3カ月程度の延伸が行われるという予定になっております。

(イ)といたしましては、公表時期を早めるものでございますが、職業等基本集計ということで、これは従来の第3次基本集計に当たるものでございますけれども、これについては、調査年の3年後の2月に公表してございましたものを、調査年の翌々年の11月、およそ4カ月程度の早期化を図るという計画になってございます。

以上が今回の変更内容でございます。

今回の変更につきましては、主として調査環境の変化に対応するものでございまして、おおむね妥当なものではないかと考えております。できましたら、本年9月に答申をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

竹内委員長 何か御質問ございますか。何か御意見ありませんか。どうぞ。

舟岡委員 今回、封入提出方式を全面的に導入するという事で、回収した調査票に未記入部分があったり、あるいは不備な点が出てくるが多々予想されます。こうした場合、精度確保のために統計法第15条の立入検査を活用して、市町村の職員による質問等を行って記入内容を補完するという措置が取られておりますが、住民基本台帳等の業務記録情報による補完でも不十分な内容にとどまる回答が多数出てきた場合、市町村の職員だけでは十分対応し切れなくて、そのために精度の確保が保てないということになると、大変なことになるかと思えます。その際は、(2)のイの(イ)に記されております市町村の職員等の「等」のところで、場合によっては調査員が職員に代わって関係者に対する質問等を行うということを含ませた「等」であるのかどうか、この点を教えていただけたらと思えます。

総務省統計局 統計法第15条の「関係者への質問等」というのは、ある意味、強権発動ですので、これを調査員が行使することは考えておりません。精度が保てなくならないようにという観点では、調査員による聞き取り調査は、これまでと同様に行いますので、聞き取り調査をしっかりと行っていただきます。その上で、更にできない場合は住民基本台帳で補充する、あるいは、それでも十分補記できなかった場合に、最後の手段として使うのが「関係者への質問等」という位置付けだと考えております。

舟岡委員 法15条は、統計調査員もできると明記されていますよね。

総務省統計局 概念上はできるのかもしれませんが、調査員はその前に聞き取り調査ということを行いますので、聞き取り調査を行って、その後行うのが立入検査ということになります。したがって、聞き取り調査との差異を付けるということと、あと、やはりこれは強権発動ですので、そこは調査員ではなくて市町村の職員にしっかりやっていただくというふうな考え方です。

竹内委員長 法的な表現によれば、第15条によれば、統計調査員又はその他の職員に必要な質問云々とあるので、多分、法的には統計調査員にそれをさせることは可能だと思いますが、それが果たしてそれぞれの状況に応じて適切か否かというのはまた別の判断だと思いますので、今回、統計局の考えとしては、統計調査員にはそういうことはさせないという方針だと理解してよろしいですか。

総務省統計局 おっしゃるとおりです。概念上は可能です。

竹内委員長 どうぞ。

美添委員 今、舟岡委員の指摘された全面的に封入というところで、ここは実は随分思い切ったことを提案されていると受け止めています。ほかの調査の場合でも、封入をする

場合でも、客体の方からいろいろな質問がなされる場合があって、調査員に対して手伝ってほしいという状況が現実にあるわけです。そのような場合、協力をした上で封入という理解ができているのかどうか、この点を確認させていただきたいと思います。

というのは、先ほどの舟岡委員の質問の趣旨でも想定されていると思いますが、この封入提出によって未記入や不正確な記入が増えた場合、負担が増える市町村が一番困った立場に置かれるのではないかと思います。いろいろな負担軽減策が講じられているものの、全面的な封入によって市町村の負担は相当程度増えるということが危惧されますので、これに対する対応をどのようにお考えかというところをお答えいただきたいと思います。

次に調査票の設計変更で幾つかの点につきまして、質問をさせていただきます。

1つは、雇用形態の区分を変更された点は、ようやく対応ができたということで、これが大事な第一歩であろうと思われます。ただ、関連して就業時間を削除するという御提案はこのままでは私には理解できないのです。そもそも「仕事をしましたか」という設問が残っているわけで、従来は、これは「1時間以上」という記入があったから、仕事をしたことになる。これは説明もきちんとできていたわけですね。四捨五入して1時間ですから、実質は30分でよいということは、よくよく読めば分かる仕組みになっているわけですが、何がないと言いましたっけ。要望がないとか、利用されていないとおっしゃいますが、ほかの項目に比べて利用されていないという印象は私にはないので、どこをどう判断してこれを削除されたのか、教えていただきたい。これは質問というか、将来の検討でもいいです。

それから、最後の点ですが、記入状況、あるいは未回収に対応するために住民基本台帳を確認するというのは、制度として実行可能にするということは、これで十分意味があることですが、ただし、これではやはり不十分だということを念のために申し上げておきます。

たしか2000年の国勢調査についてだったと思いますが、日本統計学会で総務省統計局からの報告があったのを伺った際、地域別、男女別、年齢別に見ると、大きいところでは住民基本台帳と国勢調査の結果で10%もの誤差があります。10%ですよ。その程度大きい誤差があるような住民基本台帳だけを頼りにして、例えば、普段そこに住んでいる若い人を住民基本台帳上で見たら、そこにはいないということになりますと、さすがに不適切です。若い人の場合は大体、地方に住民基本台帳には残して、例えば東京なり、関西圏の大都市で就業あるいは就学しているという、その状況に大きな誤差が生ずるという危険性は、これだけではぬぐえないわけです。

それに対してどうするかといえば、記入を正確にする、客体に接触するという工夫を高めるといふことしか考えられませんが、それに対して全面的な封入提出がプラスの影響を持つと判断されたとすると、なかなか説得力に欠けるのではないかと思います。

以上です。

竹内委員長 テクニカルな細かいことは、実際の部会の審議の中でいろいろ説明してい

ただければいいと思いますが、今、美添委員のおっしゃったことで、特に統計局から何かおっしゃりたいことがあればどうぞ。

総務省統計局 住民基本台帳の活用ですが、この典型的な利用方法は、調査票に氏名があり、それにより住民基本台帳からこの人だということが確認できた場合、住民基本台帳の情報を使います。したがって、住民基本台帳の情報を何もデータがないまま、国勢調査へ使うということは一般的には考えていません。我々も住民基本台帳では常住ベースから多少ずれているところがあるということは、検証の結果、分かっていますので、それをそのまま使うという使い方は考えておりません。

竹内委員長 どうぞ、大守さん。

大守委員 非常に細かいことで恐縮ですけれども、「5年前にどこに住んでいましたか」という質問があるわけですが、これは平成の大合併があるので、5年前の基準で同じ市町村だったかどうかということなのか、現在の基準で同じ市町村だったかどうかというのは、調査票を見るとはっきり分からなくて、それとの関係で、5年前の基準で書かないと、集計事項のところ書かれているような、平成の大合併以前の市町村単位の集計の拡充を行うと書いてありますが、それはできないような気がします。単なる質問ですので、お答えは別に結構です。

竹内委員長 方針が決まっていれば、お答えください。

総務省統計局 5年前の住所を旧住所で書いていただくというのは正確性の面から問題がありますので、今の市町村で書いていただくことになります。また、平成の大合併以前の旧市町村による集計といえますのは、調査区情報に旧市町村の符号を持たせますので、常住人口を旧市町村境界に組み替えて集計を行うというものです。一方、「5年前にどこに住んでいましたか」から得られる5年前の常住人口については、5年前の市町村集計はできないという整理になります。

竹内委員長 大守さんの御質問を僕がもう少し言い換えると、つまり、同じ市町村に住んでいましたかというときに、5年前は違った市町村だったけれども、今は同じ市町村になっているということがあり得るわけですから、それをどう扱うかということだと思えますが。

総務省統計局 そこは同じということになります。今現在ベースです。

竹内委員長 分かりました。

何かほかに御質問ございませんか。

非常に重要な調査ですから、いろいろと御意見もおありだと思いますが、今後また審議の中で部会に属する方は御議論いただきたいと思えますし、部会に属さない方も報告の中でいろいろとまた御意見がありましたら、御意見をいただきたいと思えますので、この件は人口・社会統計部会で審議していただくことにいたします。時々、途中で審議の結果を御報告していただきたいと思えますので、阿藤部長の方よろしくお願いいたします。

大沢委員 済みません。意見を述べさせていただいてよろしいでしょうか。非正規のと

ころで就業時間を削除するということですが、この点について、日本では、必ずしも労働時間によってパートタイマー、フルタイマーという分け方がされていないので、どこかの段階で就業時間は把握する必要があるのではないかという意見です。この点については、また部会で審議するときには参考にさせていただければと思います。

以上です。

竹内委員長 まだほかにもいろいろと質問事項が考えられるかもしれませんが、調査の中身全体として調査票、或いはレスポンスの負担とか、いろいろ考えておられると思いますので、それは部会の中で詳しく議論いただきたいと思います。

では、それでよろしいでしょうか。

次の議題に移りますが、諮問第 19 号「港湾調査の指定の変更及び港湾調査の変更について」総務省から御説明ください。

総務省 犬伏統計審査官 それでは、資料 4 をごらんいただきたいと思います。

まず、資料 4 の一番最初、今回の諮問文でございます。2 枚目以降に諮問の概要、3 枚目に港湾調査の概要、4 枚目に国土交通大臣からの変更申請、変更事項と、いわゆる調査要綱というものを付けてございます。一番最後に新しい調査票を 2 枚付けてございます。

1 ページ目にお戻りいただきまして、今回の港湾調査の諮問については 2 点ございます。1 点は、7 条 3 項に基づきまして、いわゆる基幹統計調査の指定の変更ということで、具体的には、基幹統計の統計名の変更が 1 つ。それから、通常の基幹統計調査である港湾調査の調査計画の変更、この 2 点についての諮問でございます。

それでは、2 枚めくっていただきまして、ポンチ絵の港湾調査の概要で現在の港湾調査がどういうものであるかというのを御説明したいと思います。

まず「調査の目的」でございますが、本調査につきましては、我が国における港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用、管理に資することを目的として、昭和 23 年 1 月から毎月調査を実施しているところでございます。この調査は非常に古くて、旧統計法が昭和 22 年 6 月に成立してございますが、その際、指定統計第 6 号として 23 年 1 月から実施している調査でございます。古く歴史をさかのぼれば、旧統計法の前の資源調査法であるとか、明治時代から実施されている統計でございます。

「調査の概要」でございます。現行の調査の概要について御説明いたします。

まず「調査の種類」のところをごらんいただければと思いますが、大きく港湾を対象にしまして、範囲の下のところに「甲種港湾」と書いてございますけれども、いわゆる港湾法に基づく重要港湾、外国貿易貨物の取扱実績が年 1 万トン以上あるようないわば大規模港湾、これについては、基本的には毎月々の調査ということでございます。

それから、にございます「乙種港湾」。これにつきましては、港湾管理者が設立されていて、取扱量が年間 50 トン以上ある「甲種港湾」以外の港湾ということで、これについては、毎年 12 月末に年間の量を調査するというものでございます。

それから、でございますが、これは の甲種港湾調査のいわば附帯調査ということで、

年 1 回、毎年 10 月末日に月間の調査を実施してございます。

今回、 の上屋・倉庫・貯留場調査につきまして、近年、物流の効率化等、多様化等が図られてまいりまして、必ず貨物を港湾区域といいますが、臨港区域に持ち込んで、そこで仕分けをして物流を行うという状況から変わってまいりまして、港湾以外の場所で荷さばきをやってしまうというような状況が出てきていますので、そういったことを勘案して、これについては今回廃止をする。

それから、 の陸上出入貨物調査ですが、甲種港湾のうち、特定の港湾について調査してまいりました。全国を 5 ブロックに分けて、毎年 1 ブロックについて調査をする。5 年で一周するというような調査でございました。しかしながら、これにつきましても、本来は港湾と背後地の物流をとらえて、港湾の勢力圏を把握して、我が国港湾全体の適正配備というものに使ってきたわけでございますが、近年、御承知のとおり、あまねく港湾を整備するという方向から、国際競争力ということで、スーパー中樞港湾といったところに集中的に機能アップを図っていくという状況に変わってまいりまして、これについても今回廃止をしたいと考えております。ちなみに、この調査については平成 19 年から既に休止という状況でございます。

それから、「流れ」でございますが、この調査は国土交通省から都道府県経由の調査員調査で実施してございます。報告義務者につきましては、基本的には港湾管理者。港湾管理者と申しますのは、6 割ぐらいが都道府県、3 割 5 分ぐらいが市町村になってございます。そのほかに港湾管理者がとれないところにつきましては、港湾運送事業者でありますとか、船舶運行事業者、全国トータルで 6,000 ぐらいの調査対象ということでございます。

それから、「結果の公表」でございます。結果の公表につきましては、 の甲種港湾につきましては、アにございますように港湾別、船舶種類別の入港船舶の隻数であるとか、総トン数、それから、イでございます港湾別の出入貨物トン数であるとかコンテナ数等、こういったものにつきましては、公表の時期にございますように、毎月、調査月の翌月から 2 カ月以内に月報という形で公表しております。それ以外の のウ以降、乙種港湾も含めてこれらのデータにつきましては、調査年から 1 年以内に年報という形で公表しております。

この調査結果の利活用の状況でございますが、例えば平成 21 年 3 月にインフラ関係の整備計画でございます社会資本整備重点計画等を策定されてございますが、こういった関係で港湾関係のコンテナターミナルのビルの整備であるとか、航路の整備といったことの基礎資料として使ってございます。

それから、港湾管理者は、港湾法に基づきまして、港湾計画と港湾の開発、利用保全等に関する計画を作ることになってございますけれども、その計画を作る際の基礎資料としても活用しているところでございます。

以上が今回の港湾調査の概要でございますが、改正点について御説明したいと思っております。1 枚戻っていただいて、諮問の概要にお戻りいただきたいと思っております。

先ほど申し上げたように、大きく2つ諮問にかかってございまして、1つは先ほど申し上げたように、「港湾調査の指定の変更」ということで2を見ていただきたいと思えますけれども、港湾調査はいわゆる基幹統計と基幹統計調査の名称が同一で、いずれも「港湾調査」という名称になってございます。新法施行に伴いまして、いわゆる基幹統計の名称と、当該統計の作成を目的とする基幹統計調査の名称を明確に区分するという観点から、今回、基幹統計の名称を港湾統計に変更すべきではないかと考えているところでございます。これにつきましては、港湾調査の従来公表物等も港湾統計（月報）、港湾統計（年報）という形で公表してございますので、差し支えないのではないかと考えているところでございます。

それから、の港湾調査の内容の変更でございます。1は省かせていただきまして、2の「変更の趣旨」のところを見ていただきたいと思えますが、「公的統計の整備に関する基本計画」の前身に当たるものでございますが、平成15年6月に定められました「統計行政の新たな展開方向」の中で、ニーズに即した新たな統計を整備する一方、既存統計の見直しを行うということが定められたところでございます。それから、今回の3月に定められました「公的統計の整備に関する基本計画」においても、既存統計の見直しを推進するとされたところでございます。

こういった指摘を踏まえまして、今回、調査対象港湾を見直すとともに、先ほど申し上げましたように、平成19年から休止している陸上出入貨物等調査の廃止を行うというものでございます。

具体的な変更内容については、3以降でございます。まず「(1)調査対象港湾の見直し」でございます。

調査対象港湾については、従前、「甲種港湾」172港、「乙種港湾」642港、トータル814港を対象にしていたわけですが、実は平成12年以降、全く港湾統計の対象港湾の見直しが行われておりません。今回、対象港湾の見直しを行うということで、甲種港湾、指定港湾の指定区分を変更する。それから、新規に開港されているものがございまして、そういった港湾の追加を行う。それから、もう既に事業実績が著しく低くなっており、調査対象から落とすというもの、それから、港湾の統廃合、他の港に編入されたようなものがございまして、こういったものを見直して、トータル814港から変更後は717港に見直しを行うというものでございます。

それから、次のページを見ていただければと思えますが、2つ目は「調査事項の改廃」でございます。1つは、先ほど申し上げました「陸上出入貨物調査の廃止」でございます。

先ほど申し上げたように、陸上出入貨物調査は港湾調査の附帯調査ということで、基本的には全国における港湾の適正配置ということの検討に資するというを目的として実施されてきたわけですが、現在に至るまでに、ある一定程度の港湾整備が既に行われている。それから、近年、国際競争力強化の観点から、港湾の量ではなくて、まさに港湾の機能アップ、質的な整備が重視されている。例えば、スーパー中枢港湾の国際競争

力をつけるというようなことをございますけれども、こういった港湾政策、港湾整備を取り巻く状況が大きく変化している。

それから、近年、調査結果の利用が一部の港湾管理者の利用にとどまっているということから、引き続き、港湾調査の一部として全国一律に調査を実施する必要性が乏しくなっており、報告者の負担ということを勘案して、今回、廃止しようとするものでございます。

イとして「上屋・倉庫・貯留場調査の廃止」。これも先ほど申し上げたように、近年、港湾区域以外の物流基地における貨物の荷さばきが増加するというように物流の多様化に伴いまして、港湾における上屋・倉庫、貯留場の重要性が相対的に低下している。それから、その結果の利用というのも一部の港湾管理者にとどまっているということから、これについても全国一律に実施する必要性が乏しくなっており、報告者負担の軽減の観点から廃止するというものでございます。

なお、倉庫の使用状況につきましては倉庫業法がございまして、これで四半期ごとに倉庫統計季報という業務統計が公表されているところでございます。

それから、ウとして「調査事項の整理」。これは、調査要綱上、鉄道会社が経営・運行している船に鉄道連絡船というものがあつたわけですが、これが調査票上の航路名に「鉄道連絡」と記載されておりました、外航船とか内航船とか漁船とか、そういった船と区別して乗降客数とか貨物数とかについて集計を行ってきたものでございますけれども、宮島航路という唯一の航路が平成 21 年 4 月から子会社化されたことで、実態もなくなったということで、調査事項から今回削除するというものでございます。

おおむね今回の変更は以上のとおりでございますが、私ども審査部局といたしましては、統計法 10 条の 3 つの章に照らして、基本的には妥当なものだと考えてございます。

本日諮問いたしまして、9 月に御答申をいただければと考えているところでございます。以上でございます。

竹内委員長 どうもありがとうございました。

何か御質問ございますか。

中身は実際に部会で御議論いただきたいのですが、港湾統計調査を基幹統計調査にする、港湾統計を基幹統計にするということですが、この調査の場合、本来の意味の「統計調査」で調べる部分がどれだけあつて、「統計調査」ではなく「行政記録情報」からとれば済む部分がどれだけあるかということについて言うと、「統計調査」としての部分がそれほど無いのではないかという気がするのです。けれども、集計されたものはやはり「統計」でありますから、港湾統計というのを基幹統計にするということは賛成でありまして、「統計」と「統計調査」とを分けておくということは、この場合は適切ではないのかと思っております。

それで、「統計調査」として見たときに、後ろの調査票を拝見すると、いろいろ細かいことが書いてあつて、例えば船が何時何分にどこに着いて、何時何分に離れた。そして、

その間、どれだけ停まったというのが書いてあるのですが、「行政記録情報」としては必要かもしれませんけれども、「統計調査」でそれが必要なのでしょうか。調査票にこの項目が書いてあるけれども、集計上、統計表のどこに反映されているのでしょうか、ということが疑問になりますので、「行政記録情報」としての面と「統計」としての面をもう少しはっきり分けて、「統計」として何が必要かということを確認にした上で、議論していただいた方がいいのではないかと考えております。これは最初に希望として申し上げているだけでありまして、審議の中身について、そのようにしていただきたいとプレッシャーをかけるつもりはありませんので、御理解いただきたいと思います。

舟岡委員 スーパー中樞港湾について、ハブ機能をどれだけ果たしているかを、港湾調査の「甲種港湾調査票」のどこからその情報が入手できるのでしょうか。教えていただけたらと思います。

総務省犬伏統計審査官 調査事項としては、取扱貨物量であるとか、乗降客数というのがあります。それから、この調査は昔、静態調査といって、例えばバースの施設の機能であるとか、港湾管理台帳的なものをとっていたわけですが、それは昭和 56 年に港湾法で、港湾台帳の方に移行していますので、港湾が持つバースの施設の規模であるとか能力であるとか、そういったものは静態調査である港湾管理台帳とこの結果を見比べて、その機能全体を見るということになるかと思えます。

舟岡委員 新聞等で、釜山の方にハブ機能が少しずつシフトしているという報道等を目にすることがありますが、我が国の港湾が少しずつ機能低下していることが、どこから読めるのかなという素朴な疑問から伺ったわけです。

国土交通省情報政策本部 調査票の甲種港湾調査票というところにありますけれども、ちょうど真ん中からちょっと右ぐらいに、仕向港、仕出港というのがございまして、輸入であれば仕出港を調査していて、輸出であれば仕向港を調査しているのですが、その右側にそれぞれについて最終的な船卸港、あるいは最初の船積港ということで、ハブ港湾であれば、その港が最後じゃないということが分かるようになっておりまして、あるいは船と貨物が連動して、左の船名から連動しているものですから、ここで積み替えたということが全て、一連の流れでわかるようになっております。

竹内委員長 非常に詳しい情報がここに入っていますから、これはこれで分かるのですが、統計表になったときにそれが分かるように、何かその情報が現れるように集計されるのでしょうかということだと思います。

国土交通省情報政策本部 その港で揚げたりしない、またはその港で積み替えて外国へ行ってしまふなど海から入って海へ出ていってしまうような貨物については、中継貨物ということで分かるようにしてございます。

竹内委員長 集計の仕方などについても少し御議論いただいて、せっかくなりに詳しい情報が入っているのですから、それをそのままうまく使えば、多分いろいろなことに答えられることがあると思いますので、その辺も御議論いただければいいのではないかとはい

ます。

何か御議論ほかにありますか。

具体的な問題については、部会で十分御議論、御審議いただきたいと思います。

本件は、サービス統計・企業統計部会に付議することになりますので、いろいろな問題点については同部会で審議していただきたいと思います。本件、美添部会長の方によるしくお願いいたします。

それでは、次に、統計基準部会の審議状況につきまして、大守部会長から御報告ください。

大守委員 資料5で御説明します。

部会はこれまで4回開いております。後ろの方に第3回までの概要を付けてございます。第4回は先週でしたので間に合っておりませんが、最初の2枚紙に第4回の中身も反映させてございます。今後は、なお4回の部会を予定してまして、8月上旬に答申案を取りまとめたいと思っております。

1枚目の「2. 部会における主な議論等」からごらんいただければと思います。

これまでの議論を簡単に御報告させていただきますと、まず、全体についてですが、統計基準として職業分類を設定しよう。これは基本計画に書き込んであることですが、そのことを確認しております。

それから、勤務先の産業分類とは独立に、個人の仕事をもとに職業分類を考えるべきこと。あるいは、雇用形態、先ほど国勢調査でもお話がありましたが、雇用形態の分類とも独立であるべきことといった大まかな方向性についても合意ができております。

それから、国際標準分類があるわけですが、これと乖離が生じることはやむを得ない。例えば、国際標準分類ですと、専門職と準専門職を教育水準で分けたりしているわけですが、必ずしも日本の実態になじまないところもあって、ほかにもいろんな観点がございますけれども、各国も必ずしも国際職業標準分類とは一致していないわけですが、ただ、なぜ、どのように乖離しているかというのを説明する必要があります。

それから、分類体系としての完全性、漏れや重複がないということに加えて、統計基準としての実行可能性などの観点から審議を行っております。

具体的にどういうことかと申しますと、国勢調査ですと、記入者は例示を見て書くことになるわけで、それで大体正しくとれるようになっているか。あるいは企業でありますと、回答担当者が把握している情報でおおむね書けるような分類になっているかどうかといったあたりがポイントだと思います。

それから、一般原則についてですが、これは、基準の職業分類の表のほかに、一般原則という数ページの資料がございますけれども、ここについても大分類別の審議と並行して継続的に審議をしております。まだ議論しているわけですが、幾つか申し上げますと、諸外国の例も参考にしつつ、職業、仕事、タスクというのをどのように訳したらいいか、この概念を明確化して、仕事によって人を分類する、それを職業にする。つまり、職業分類

というのは、典型的な仕事のリストであって、ある人の仕事がどれに当てはまるかということで、ある格付基準で格付けをしている。そうしてグループ化されたものを職業と、このような整理をしたらどうかということを経験しております。

それから、仕事の分類の基準、どういう観点から分類するか。これも一般原則の中に案があるわけですが、見直しをした方がいいのではないかと議論しております。例えば、スキルレベルですとか、資格とか、そういったものをどの程度重要な基準と考えるかということです。

それから、その次のことですが、ある人が複数の仕事を行っている場合は、1つの事業所の中で行っている場合もありますし、別々の事業所で行っている場合もありますが、どの職業分類にその人を格付けするかについての基準を明確化する必要がある。考え方も整理する必要があるということです。

現在いただいている案では、就業時間ということになっていますが、例えばアメリカでは最も高いスキルレベルを要する仕事という考え方もあって、これはこの職業分類で実態を調べようとするのか、キャパシティといいますか、能力を調べようとするのかということとも関係してくるかと思っております。

それから、そういう基準によりがたい場合の優先順位、これも現在の一般原則の案では、どちらかといいますと、現場的色彩の濃い職業分類を優先的に格付けるということになっていますが、それでいいかどうか。

それから、例外ですが、重要な例外が今の案では2つありまして、管理的職業については、もっぱら内部組織の経営管理に従事しているものにとるということで、非常に限定的になっておりまして、いわばプレーイングマネジャーで実際の現場の仕事もやるような管理職というのは、厳密に基準を適用すると管理的職業にならないということになります。

それから、もう一つは、研究と教育の境目ですが、少しでも教育的な業務をしている人は、教育の方に分類をするといったような、就業時間基準を原則としながらも例外があつて、その辺をどう整理するかということでございます。

職業の範囲について整理をする。これは、典型的には、例えばデイトレーダーは職業ではない。つまり、職業分類の対象ではないということになっておりますけれども、業として営んでいる人がいるかもしれない。家賃や利子についても、業として営んでいるかどうかを基準にしているわけですが、業として営んでいるというのをどう考えるかといったことも絡んでくるかと思っております。

個別の点につきまして、これは大分類別に、現行分類と変わる大分類から順に議論しておりまして、まだ一部分しかカバーしておりませんが、幾つかポイントを申し上げますと、大分類B - 専門的・技術的職業従事者については、まず、研究者の内訳を今回から廃止するという案になっているのですが、前は自然科学系、人文社会系と分かれていたのですが、それがいいかどうか。

それから、資格との関係で、資格を持っているものだけを格付けるのか、資格を持っていなくても、同様の業務に基づいてやっているものを格付けるかといったあたりが分野によってまちまちで、統一的な考えが必要なのではないか。

それから、アシスタント的な人を、本務者と同一の大分類に分類する場合としない場合、これも両方あるわけですが、これについても考え方の整理が必要ではないか。コンサルタントとか評論家とか、これはいろんな分野の可能性はあるわけですがけれども、これをどのように考えるかといったことがございます。

それから、大分類C - 事務ですけれども、これは、小さな事業所で1人がいろんな事務をやっているといったような場合をどう格付けるかとか、複数の異なる事務を明示的に兼任している場合、どう分類するかといったようなことがポイントかと思えます。

大分類Dですが、販売従事者について、1つは飲食と販売を兼ねるようなファーストフードなんかで典型的にあるわけですがけれども、これをどちらに分類するか。つまり、これは大分類をまたいでしまうわけで、飲食であればサービスの方になる。販売であれば、大分類Dの方になるということで、どこで基準を線引きするか。

それから、少し細かくなりますが、飲食店主は従来は販売に位置付けられていたんですが、これをサービスの方に移すということでもいいかどうか。

大分類E - サービス職業従事者ですが、これは、「個人に対するサービス」という記述があるわけですがけれども、もう少し広く考えてもいいのではないか。

大分類H - 生産工程従事者ですけれども、これは、必ずしも相互排他的な分類になっていないのではないか。仕事の分け方の基準として、プロセスに着目した分類と製品による分類が混在しているのを整理する必要があるとか、それから、空調ですとか熱供給ですとか、広い意味でのリサイクルといった、生産現場における製造そのものではなくて、サポート的な仕事の位置付けの受皿が十分ではないのではないかとといったような議論でございます。

大分類K - 労務作業員について、これは具体的に記述をする必要があるということで、今の定義がややトートロジカルになっているわけですがけれども、比較的単純な作業を行う方々をイメージしているわけですが、その場合でも機械を操作して仕事を行う場合に、大分類Iの中に機械運転従事者というのがあるので、そことの境界をどう設定するかといったことも整理が必要だと思えます。

それから、最後ですけれども、呼び方でございますけれども、先ほど申し上げましたように、職業分類は最初の使い方としては典型的な仕事のリストなわけですがけれども、最終的にはそれをもとに人を分類して、統計の表章を作るということですので、名前を職業とか従事者とした方がいいか、あるいは仕事の中身にした方がいいかといったあたりを議論しているところでございます。

以上です。

竹内委員長 どうもありがとうございました。

何かただいまの御説明に対して御質問はございますか。

ちょっと伺いたいのですが、職業というときに、それが収入を伴うものであるということとは必然的に入っているのでしょうか。

大守委員 入っています。

竹内委員長 そうですね。さっき「業として」とおっしゃったのは、そういうことの意味ですか。

大守委員 例えば、利子所得とか、あるいは賃貸収入を持っている方でも、今の整理では、業として営んでいる場合には職業分類の対象とするけれども、業としていない、簡単に言うと、小規模ということだと思えますけれども、その場合には収入を伴っていても職業分類の対象としない、職業とみなさない、そういうことでございます。

竹内委員長 例えば、一人で自分勝手に株取引をやって大いにもうけているという人は、職業とはみなさない。

大守委員 その辺を今議論しているところで、自営的にやっても、どこから業と考えるかというあたり、もう少し明確な基準が必要かなということで、まだ結論というのは収束していないのです。

竹内委員長 そうしますと、複数の仕事をしているというときに、収入の多い方に分類するという考え方は入っていないのでしょうか。

大守委員 就業時間と収入と両方あると思えますが。

竹内委員長 例えば、売れない作家がいて、昼間はどこかで事務をやっていて、それでもって、俺は一日のうち6時間だけはやむを得ず仕事をしているけれども、あとの18時間は芸術家なのと言ったら、どちらをとるのでしょうかということとは。

大守委員 今の一般原則ですと、私の回答が間違っていれば、事務局の方に直していただきたいんですが、就業時間を中心にまず考えています。

竹内委員長 そうすると、収入が少なくても長い方がとられるわけですか。

大守委員 そういうことになると思いますが、どうでしょうか。

竹内委員長 別にどちらがいいとか言うつもりはないのですが、そうすると就業時間だけでいくと、雇用されている場合はよく分かりますけれども、雇用されていないときは、かなり主観的になりますよね。

大守委員 そうですね、そうなると思えます。

竹内委員長 ですから、その辺はどうなのでしょう。収入ということも、職業分類をするときにどこまで考慮するかには結構、問題があると思えます。もう一つは失業している人に職業があるかないかという問題もありますね。

大守委員 そうですね。ですから、今回、雇用形態といいますか、継続性みたいな概念を一応外して、仕事の中身で分類しようということにしていますので、そうすると、中身といっても、いつごろからやっていたら仕事とみなすかとか、そういったあたりも少し考えないといけないという議論をしております。

竹内委員長 国際的にもそうだと思いますよ。たまたまそのときに失業していても、職業がなくなっているわけじゃないということがあります。

大守委員 先ほどの御質問ですが、収入かどうかということですが、2つ以上の勤務先で仕事をしている場合には、まず、就業時間を第一の優先基準にして、次に、それにより難しい場合は、収入の最も多い仕事になるということで、現在の案では時間を優先にしております。それから、1つの勤務先で2つ以上の仕事をしている場合には、これもやはり就業時間で、ここでは勤務先が1つですから、収入の区分はできないということで、収入は入っておりません。

竹内委員長 問題が起こるのは、多分1つが雇用されていて、1つは自由業だというときに、どちらをとるかという場合だと思ったもので、余計なことを申し上げたかもしれません。

何か御質問はございますか。職業分類は今まで統計分類にはなかったもので、今度、統計分類にすることについては、形式的にもかなりきちんとしたものにする必要があると思いますので、十分御審議をしていただきたいと思います。どうぞ、出口さん。

出口委員

さきほどの研究者の内訳のことがよく分からなかったのが1点と、それから、先ほど作家の例がたまたま例に出たのですけれども、サービス系とかコンテンツ系で新しい職業がどんどんできているものというのは、そういうカテゴリーというのはどこに入ってくるのか。大分類Eの中に入ってくるのか、それとも、どういうカテゴリーの中に入ってくるのか、教えていただければと思います。

大守委員 端折って申しありませんでしたが、研究者というのは先ほど申し上げましたように、教育と研究と両方やっている人は、少しでも教育をやっている人は教育の方に分類されますから、そもそも現在の案の職業分類では研究者の人数がそれほど多くない。特に、人文社会系というのはかなり少なくなってしまうということと、それから、境界領域、文科系か理科系がよく分からないような領域も増えてきているということもあって、諮問と一緒に出てきた案では、この区分を廃止してはどうかということになっておりますが、これはむしろ廃止をせずに、もう少し新しい分類を考えた方がいいのではないかという意見もありまして、今審議をしているということでございます。

それから、コンテンツ云々ですが、著述業といったような、これはたしか中分類だったと思いますけれども、そこの中で見ていくといったような形になっています。

出口委員 コメントです。まず、研究者の方は、多少新しいのではないと海外から統計の問合せが出たときに、適切なものがなくて、答えに窮したことがありましたので、可能であれば、その場合に、職業と同じで、私も境界なのですが、どちらに属するかという問題はありますが、逆に、クロスするようなことも含めて御検討いただければというのがすごくあります。そうしないと、非常に研究者が少なくなってしまうたり、妙な形で海外と整合性が取れなくなって非常にまずいと思うのが1点で、あと、コンテンツ系に関しては、

現状のいろんな分類の中では新しいのがほとんど入っていないので、これは本来、ここは意見を述べる場じゃないとは思いますが、日本の強い領域に関して、どんどん新しい名称が一般的に業界で成り立っている中で、それがほとんど分類されていない実態があると思うので、そのあたりは少し日本の強みに当たるところということで、御検討いただければと思います。

以上です。

大守委員 ありがとうございます。

竹内委員長 研究者の境についてもう一つ気になったことは、外国との比較でなくても、科学技術研究調査で研究者として扱われる人と、多分、今までの職業分類でいう研究者というのはかなりのずれがありました。ですから、その辺のことの調整も少しお考えいただく必要があるかと思います。

大守委員 分かりました。ありがとうございます。

竹内委員長 何かほかにございますか。

何かほかにございませぬようでしたら、今日の審議すべき議題は終わりでよろしいですね。それでは事務局から。

内閣府統計委員会担当室長 次回の統計委員会は、7月13日午後3時から、この会議室において開催いたします。会合の詳細につきましては、正式な開催通知をもってお知らせいたしますので、よろしく願いいたします。

竹内委員長 では、どうもありがとうございました。